

小郡市監査委員公表第13号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和8年5月8日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年5月29日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 立山 稔

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第10号（令和7年3月11日付 防災安全課）分

..... 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第10号（令和7年3月11日付 防災安全課）分

	監査の結果	措置の状況
2	2. 契約事務について適正な事務処理を求めるもの 物品の購入において、3万円（物品購入荷が必要）及び5万円（3者以上の見積が必要）を超えないように分割購入を行ったと見受けられる支出があった。 公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、不適切な調達を行っているとの疑念を抱かれることはあってはならない。3万円を超える物品購入の際は見積を徴し、随意契約を行われたい。	令和7年度において、3万円を超える物品購入の際は、見積を徴し調達を行った。 また、単価契約について令和7年度中に整理し、令和8年度始期より当該契約に基づいた物品調達を行っている。